

# 福岡県公報

令和八年四月三日  
第六百八十三号  
増刊  
①

## 目次

### 議会

○福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示 (議会事務局調査課) ……一

### 再掲

○福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課) ……二

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令 (生活安全課) ……二

○福岡県議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局議事課) ……三

○福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示 (議会議務局総務課) ……三

○福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示 (議会議務局総務課) ……四

○福岡県教育委員会事務局職員の宗像市駐在に関する訓令 (教育庁総務課) ……四

○福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……四

○福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……五

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) ……六

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六

## 議会

### 福岡県議会告示第二号

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和八年四月三日

福岡県議会議長 藏内勇夫

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年福岡県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改める。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二十一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

様式第二号中「住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「住民基本台帳カード(住所記載があるもの)」を削る。

様式第十三号中「住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「住民基本台帳カード(住所記載があるもの)」を削る。

様式第十九号中「住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」及び「住民基本台帳カード(住所記載があるもの)」を削る。

「申請カード（住所記載があるもの）」を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、令和八年六月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

再掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例（昭和三十一年福岡県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 委員会の傍聴については、福岡県議会の傍聴に関する規則の例による。

第十四条中「、会議規則第二十三条の規定に関わらず」を削る。

第十六条中「委員長は、これを印刷して配付する。」を削る。

第三十一条を次のように改める。

(会議規則との関係)

第三十一条 委員会に関しこの条例に定めがない事項については、福岡県議会会議規則

（昭和三十一年九月議決）第八十九条及び第九十条の規定を準用するほか、同規則の定めるところによる。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条第二

項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第二十五号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「企画・地域振興部長 人づくり・県民生活部長」を「市町村・地域振興部

長 人材育成・活躍推進部長」に、「福祉労働部長」を「福祉こども政策部長」に改める。

第三条の表総務部の項中「消防防災指導課長」を「消防保安課長」に、同表中

企画・地域振興部	交通政策課長
人づくり・県民生活部	次長、生活安全課長、私学振興・青少年育成局私学振興課長、私学振興・青少年育成局青少年育成課長

を

市町村・地域振興部	次長、生活安全課長、空港・交通政策局交通政策課長
人材育成・活躍推進部	私学振興・青少年育成局私学振興課長、私学振興・青少年育成局青少年育成課長

同表福祉労働部の項中「福祉子ども政策部」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

福岡県議会議長 藏内 勇夫

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会会議規則（昭和三十一年九月十七日議決）の一部を次のように改正する。

第十条第三項、第十一条第三項、第三十八条第二項を削る。

第九十条を第九十三条とし、第八十九条を第九十二条とし、第八十八条の次に次の三條を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第八十九条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われ

、又は議会等が行う通知（報告、通告、要求、案の提出その他意思を表示する行為をいう。）であつて文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものうち議長が定めるものについては、この規則の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一五一号）第六条の規定の例により、同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法で行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子情報機器に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する

に、

る文書等の配付による通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が当該通知を表示したものの閲覧等ができる措置をとり、その旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

3 前二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法は、議長が別に定める。

（電磁的記録による作成等）

第九十条 この規則の規定において議会等が文書等を作成し、又は保存することが規定されているもの（議長が定めるものを除く。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録による作成又は保存の方法によることができる。

（通知及び文書等における署名等）

第九十一条 第八十九条第一項の通知及び前条の文書等に関し、この規則の規定（様式を含む。）において署名、連署若しくは記名押印又は議長若しくは委員長の公印の押印が規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該規定にかかわらず、議長が定める措置をもって代えることができる。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第一号

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十四日

福岡県議会議長 藏内 勇夫

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会事務局規程（昭和三十五年十月福岡県議会公示）の一部を次のように改正する。

別表議事課の部議事第二係の項第二号中「厚生労働環境委員会及び県民生活商工委員会」を「厚生環境委員会及び商工労働委員会」に改める。



令和八年三月十九日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号中「三種」を「三種及び四種」に、第二十三条第四号中「百三万円以下」を「百六十万円以下」に改める。

別表第二の表中

知事部局	本庁
会計管理局长	技監
理事	局長
次長	技務改善調査監
技務次長	水資源対策長
職務改善調査監	医監
水資源対策長	食の安全総合調整監
医監	副理事
食の安全総合調整監	課長
副理事	室長

を

知事部局	本庁
会計管理局长	技監
理事	局長
秘書・政策室長	次長
技務次長	職務改善調査監
職務改善調査監	市町村連携推進監
市町村連携推進監	水資源対策長
水資源対策長	医監
医監	食の安全総合調整監
食の安全総合調整監	副理事
副理事	課長
課長	室長

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の職員の退職管理に関する規則第二十三条第四号の規定は、この規則の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十六日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

任用課	を	任用課	任用係	試験係
-----	---	-----	-----	-----

に改める。

第三条を次のように改める。

(任用課の所掌事務)

第三条 任用課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 任用係
- イ 委員及び委員会の会議に関すること。
- ロ 庶務及び財務会計に関すること。
- ハ 広報に関すること。
- ニ 選考に関すること（次号ロに掲げる事務を除く。）。

ホ 任用に関すること（第一号二及び次号に掲げる事務を除く。）。

ヘ 人事制度の総合的調査研究に関すること。

ト 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。

チ 職員の定年等に関すること。

リ 人事行政の運営等の状況の公表に関すること。

ヌ 他課に属しないこと。

二 試験係

イ 競争試験に関すること。

ロ 選考に関すること（競争試験に準じて実施する事務に限る。）。

第六条第一項中「給与公平課に課長補佐を、給与公平課」を「事務局の各課に課長補佐を、事務局の各課」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十六日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会訓令第三号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中事務局次長の決裁事項及び課長の決裁事項の項を次のように改める。

区分	不在代決することができる者
決裁権者が不在のとき。	決裁権者及び上欄に掲げる者がともに不在のとき。

事務局次長の決裁事項	主務課の課長	主務課の課長補佐
課長の決裁事項	主務課の課長補佐	当該事務を所掌する係の係長

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六第一号中「初任給調整手当」を「初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

**福岡県人事委員会規則第八号**

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イを次のように改める。

別表第1 県職員給与条例  
イ 行政職給料表関係

任命権者 知事	職務の級 号	3級	4級	5級		6級		7級		8級		9級	
				1	2	1	2	1	2	1	2		3
共通 機関			企画主査 指導主査 専門技術 指導員(乙) 船長(乙)	参事補佐 企画主幹 主幹 専門技術指導員(甲) 船長(甲)	1	2	参事 室長 副課長 監察監 企画監 情報企画監 産業企画監 政策監 広報監 県政情報監 防災危機管 理専門監 地域政策監 監査指導監 検査監 建設監・理監	副理事 局長 秘書・政 策室長 技術次長 職務改善 調査監 市町村連 携推進監 食の安全 総合調整 監 事務局次 長 水資源対 策長	1	2	会計管理 局長 理事 技監	土木審議 監	
本庁		調査員	検査員(乙) 監視長	室長補佐 課長技術補 佐 室長技術補 佐 企画広報主 幹 広報主幹 監察員 検査員(甲) 専門調査員									
出先 機関	共通			係長 副長		課長補佐 出張所長		部長					









別表第一口中

福祉労働部

を

福祉こども政策部

に改め、同表八中

福祉労働部

を

福祉こども政策部

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

理事（人事委員会が定めるものに限る。）  
局長  
秘書室長  
次長  
技術次長  
職務改善調査監  
水資源対策長  
医監  
食の安全総合調整監

を

理事（人事委員会が定めるものに限る。）  
局長  
秘書・政策室長  
次長  
技術次長  
職務改善調査監  
市町村連携推進監  
水資源対策長  
医監  
食の安全総合調整監

に、

副課長

副課長  
企画監

企画監  
情報企画監  
産業企画監  
広報監  
県政情報監  
防災危機管理専門監  
地域政策監  
監査指導監  
検査監  
建設監理監  
参事（人事委員会が定めるものに限る。）

を

情報企画監  
産業企画監  
政策監  
広報監  
県政情報監  
防災危機管理専門監  
地域政策監  
監査指導監  
検査監  
建設監理監  
参事（人事委員会が定めるものに限る。）

に、

職員研修所

所長  
次長  
一種  
四種

を

職員研修所

所長  
一種

に、

パスポートセンター	所長	三種
アジア文化交流センター	所長	一種
女性相談支援センター	副所長	四種
消費生活センター	所長	三種
保健福祉環境事務所	所長 副所長	三種 五種

を

パスポートセンター	所長	三種
消費生活センター	所長	一種
アジア文化交流センター	副所長	四種
労働者支援事務所	所長	三種
女性相談支援センター	所長	一種
高等技術専門校	校長	三種
障害者職業能力開発校	校長	三種
保健福祉環境事務所	所長 副所長	三種 五種

に、

こども療育センター新光園	園長	二種
事務局長	副園長	四種

労働者支援事務所	事務所	長	総看護
高等技術専門校	校長	三種	五種
障害者職業能力開発校	校長	三種	
中小企業振興事務所	所長	三種	
計量検定所	所長	三種	

家畜保健衛生所	所長	三種
農地開発事務所	所長	三種
	副所長	五種
	副所長	三種
	副所長	五種

子ども療育センター新園	園長	二種
光園	副園長	四種
	事務長	四種
	総看護	五種
中小企業振興事務所	所長	三種
計量検定所	所長	三種

家畜保健衛生所	所長	三種
	副所長	五種



別表第二の一の表中「118,700円」を「119,100円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。ただし、別表第一の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」の次に「第十条の三、」を、「第九条の三」の次に「及び第九条の四並びに福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）第十一条の二」を、「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第二条の見出し中「職の範囲」を「第一種初任給調整手当を支給される職の範囲」に改める。

第三条の見出し中「職員の範囲」を「第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第四号中「八年」を「二十六年」に改める。

第四条及び第五条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第六条の見出し中「支給期間及び支給額」を「第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額」に改め、同条第一項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「平成三年法律第百十号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改め、「短時間勤務をしている職員」の次に「（第十三条において「育児短時間勤務職員等」という。）」を、「平成十年福岡県条例第一号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「。以下「外国機関等派遣条例」という。」を削り、「県職員給与条例第二十三条第一項」の次に「又は警察職員給与条例第二十二條第一項」を加え、「し、外国機関等派遣条例附則第二項の職員にあつては、休職の期間に引き続き派遣の期間を含むものと」を削り、同条第三項及び第四項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第七条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第八条の見出し中「支給の終了」を「第一種初任給調整手当の支給の終了」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第九条の見出し中「支給要件の改正の場合の措置」を「第一種初任給調整手当の支給

要件の改正の場合の措置」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第十条及び第十一条を五条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の五条を加える。

(第二種初任給調整手当の特定額に關して人事委員会規則で定める職員及び額)

**第十条** 県職員給与条例第十条の第三項、警察職員給与条例第九条の四第一項及び学校職員給与条例第十一条の第二項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額(県職員給与条例第十条の第三項、警察職員給与条例第九条の四第一項及び学校職員給与条例第十一条の第二項)をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、県職員給与条例第六條第三項、警察職員給与条例第六條第三項及び学校職員給与条例第六條第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 次に掲げる規定の適用を受ける職員 次に掲げる規定による給料月額

イ 県職員給与条例付則第三十八項

ロ 警察職員給与条例付則第三十四項

ハ 学校職員給与条例付則第三十五項

(第二種初任給調整手当の基準額)

**第十一条** 県職員給与条例第十条の第三項、警察職員給与条例第九条の四第一項及び学校職員給与条例第十一条の第二項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の在勤する地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 東京都 千二百二十六円
- 二 神奈川県 千二百二十五円
- 三 愛知県 千百四十円
- 四 大阪府 千百七十七円

五 福岡県 千五十七円

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

**第十二条** 県職員給与条例第十条の第三項、警察職員給与条例第九条の四第一項及び学校職員給与条例第十一条の第二項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額(県職員給与条例第十条の第三項、警察職員給与条例第九条の四第一項及び学校職員給与条例第十一条の第二項)に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となつた日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

**第十三条** 県職員給与条例第十条の第三項、警察職員給与条例第九条の四第二項及び学校職員給与条例第十一条の第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

**第十四条** 次の各号に掲げる職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして当該各号に定める規定を適用するものとする(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

- 一 県職員給与条例第十条の第三項の人事委員会規則で定める職員 県職員給与条例第十条の第三項
- 二 警察職員給与条例第九条の四第三項の人事委員会規則で定める職員 警察職員給与条例第九条の四第一項
- 三 学校職員給与条例第十一条の二第三項の人事委員会規則で定める職員 学校職員給与条例第十一条の二第一項

- 2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。
- 3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号。次項において「令和四年改正条例」という。) 附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。) 第十条の規定を適用する。
- 3 令和四年改正条例附則第十三条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十三条(改正後の規則第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則(平成十八年福岡県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
第六条を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県条例の公布等に関する条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和八年三月二十七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第二十四項第一号及び第六号中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同項第八号中「第十一条」を「第十六条」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。